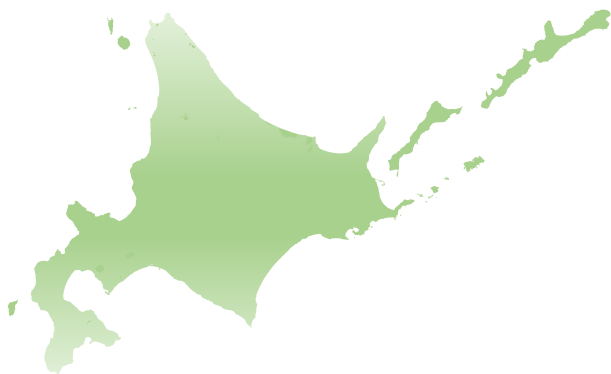


地域医療構想について



第二節医療計画

第三十条の四都道府県は、基本方針に即して、かつ、**地域の実情に応じて**、当該都道府県における**医療提供体制の確保を図るための計画**(以下「医療計画」という。)を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一都道府県において達成すべき**第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保の目標に関する事項**

二**第四号及び第五号の事業並びに居宅等における医療の確保に係る医療連携体制**（医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を確保するための体制をいう。以下同じ。）に関する事項

三**医療連携体制における医療提供施設の機能に関する情報の提供の推進に関する事項**

四**生活習慣病その他の国民の健康の保持を図るために特に広範かつ継続的な医療の提供が必要と認められる疾病として厚生労働省令で定めるもの**の治療又は予防に係る事業に関する事項

五次に掲げる医療の確保に必要な事業(以下「救急医療等確保事業」という。)に関する事項(ハに掲げる医療については、その確保が必要な場合に限る。)

イ救急医療

ロ災害時における医療

ハへき地の医療

ニ周産期医療

ホ小児医療（小児救急医療を含む。）

ヘイからホまでに掲げるもののほか、都道府県知事が当該都道府県における疾病の発生の状況等に照らして特に必要と認める医療

六居宅等における医療の確保に関する事項

七地域における病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として**厚生労働省令で定める基準に従い定める区域**（以下「構想区域」という。）

5 疾病

在宅医療

5 事業

6 事業

+ 1 事業

ハそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療（※令和3年5月28日公布、令和6年4月1日施行）

地域医療構想

病床機能報告制度

八地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

九病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

外来医療計画

十外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

医師確保計画

十一医師の確保に関する次に掲げる事項

イ第十四号及び第十五号に規定する区域における医師の確保の方針

ロ厚生労働省令で定める方法により算定された第十四号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において

て確保すべき医師の数の目標

ハ厚生労働省令で定める方法により算定された第十五号に規定する区域における医師の数に関する指標を踏まえて定める同号に規定する区域において確保すべき医師の数の目標

ニロ及びハに掲げる目標の達成に向けた医師の派遣その他の医師の確保に関する施策

十二医療従事者（医師を除く。）の確保に関する事項

二次医療圏

十三医療の安全の確保に関する事項

十四主として**病院の病床**（次号に規定する病床並びに精神病床、感染症病床及び結核病床を除く。）及び**診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項**

十五二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生労働省令で定める**特殊な医療を提供する病院の療養病床又は一般病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項**

十六第六項及び第七項に規定する区域を定めた場合には、当該区域の設定に関する事項

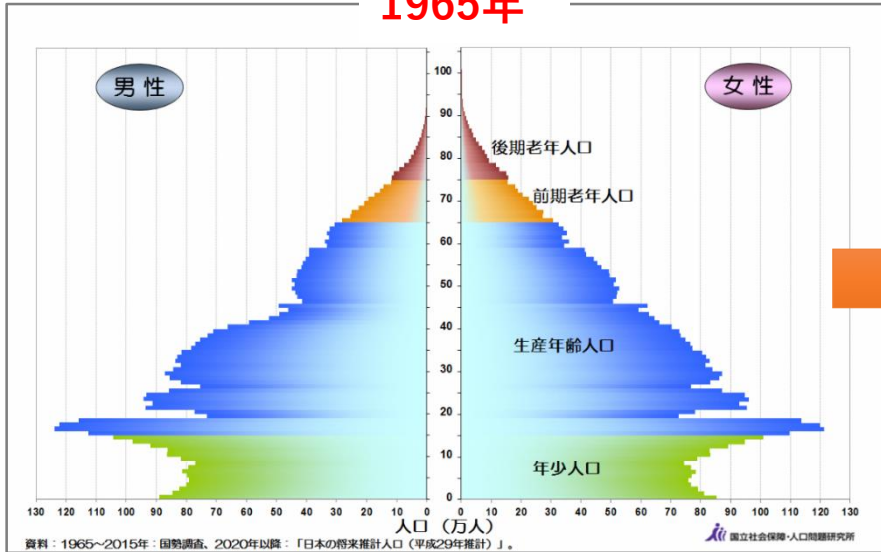
十七**療養病床及び一般病床**に係る基準病床数、**精神病床**に係る基準病床数、**感染症病床**に係る基準病床数並びに**結核病床**に係る**基準病床数**に関する事項

三次医療圏

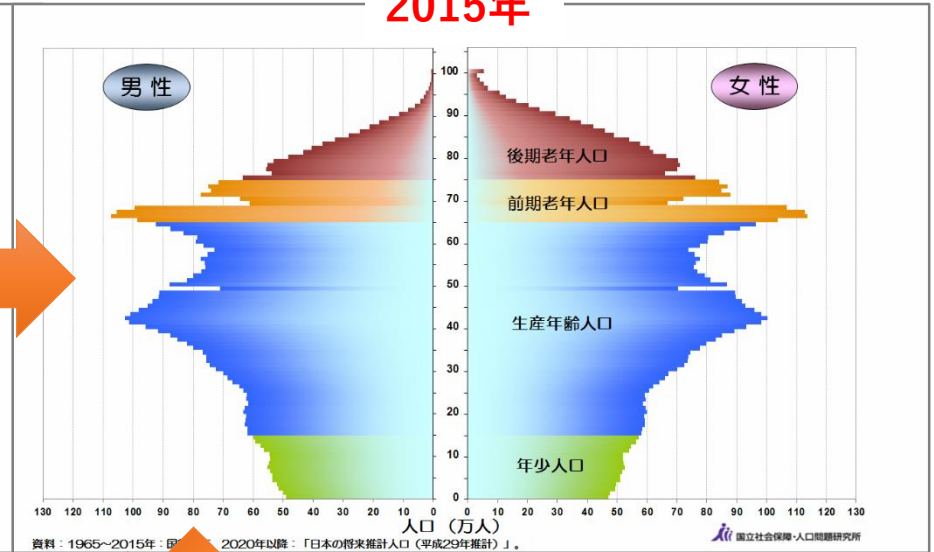
基準病床数

全国の人口推移（推計）

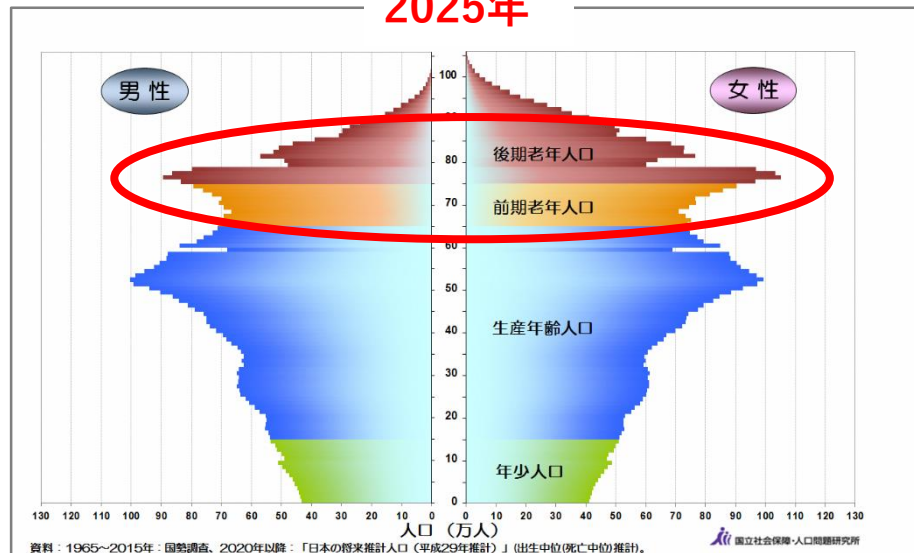
1965年



2015年



2025年



なぜ「地域医療構想」？

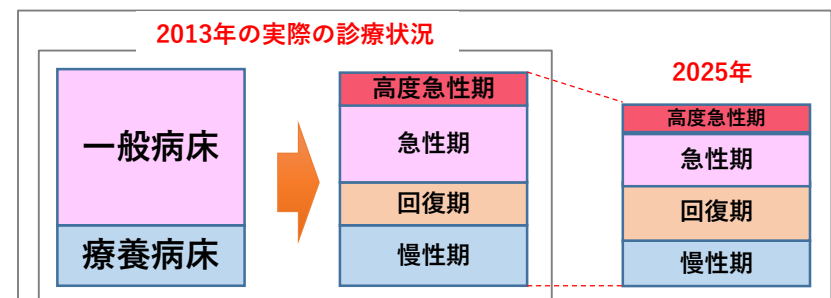
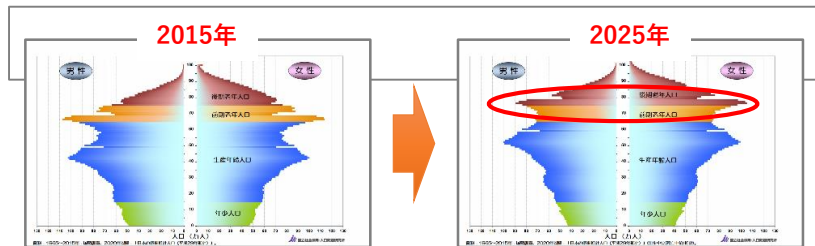
～2025年とは～

・ 2025年とは、**全国で団塊の世代が75歳になる年**
⇒ 医療・介護需要増加の**一つの節目**（指標）

・ 高齢者人口の増加には**大きな地域差**
⇒ 地域によっては高齢者人口の減少が既に開始

・ 医療の機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置を促し、**急性期から回復期、慢性期まで、患者状態に見合った病床で、状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を作ることが必要。**

既にピークを過ぎている地域もあれば、
2025年以降にピークを迎える地域
もあることに留意



「地域医療構想」における病床機能の考え方



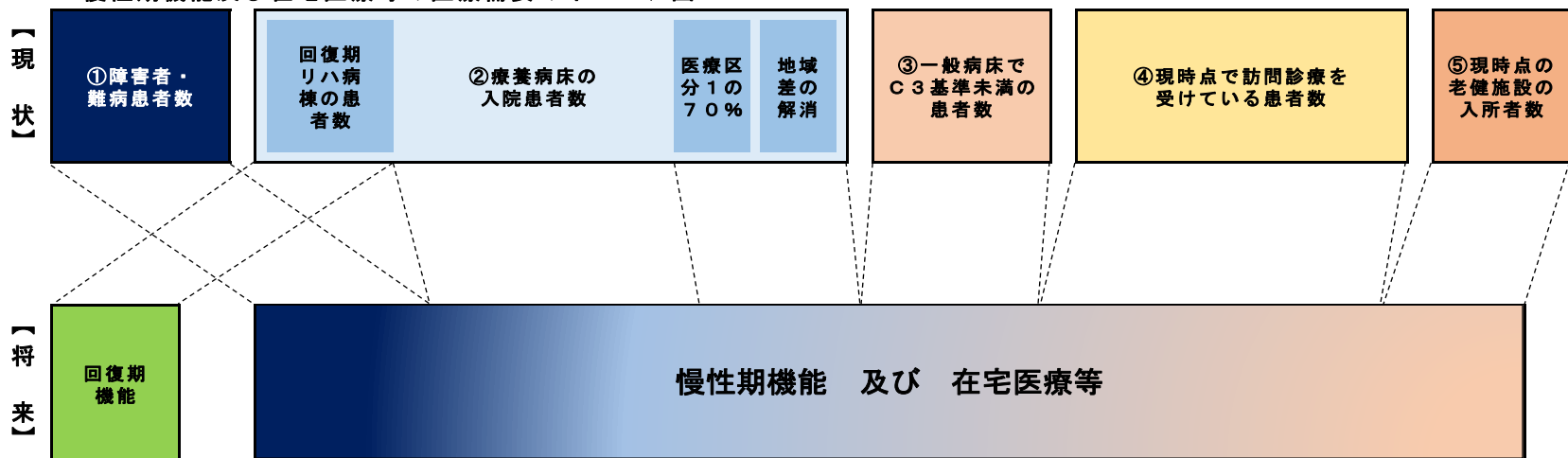
「慢性期機能」及び「在宅医療等」の需要の将来推計の考え方について

慢性期機能の医療需要及び在宅医療等※の患者数の推計は、以下の考え方に基づき実施する。

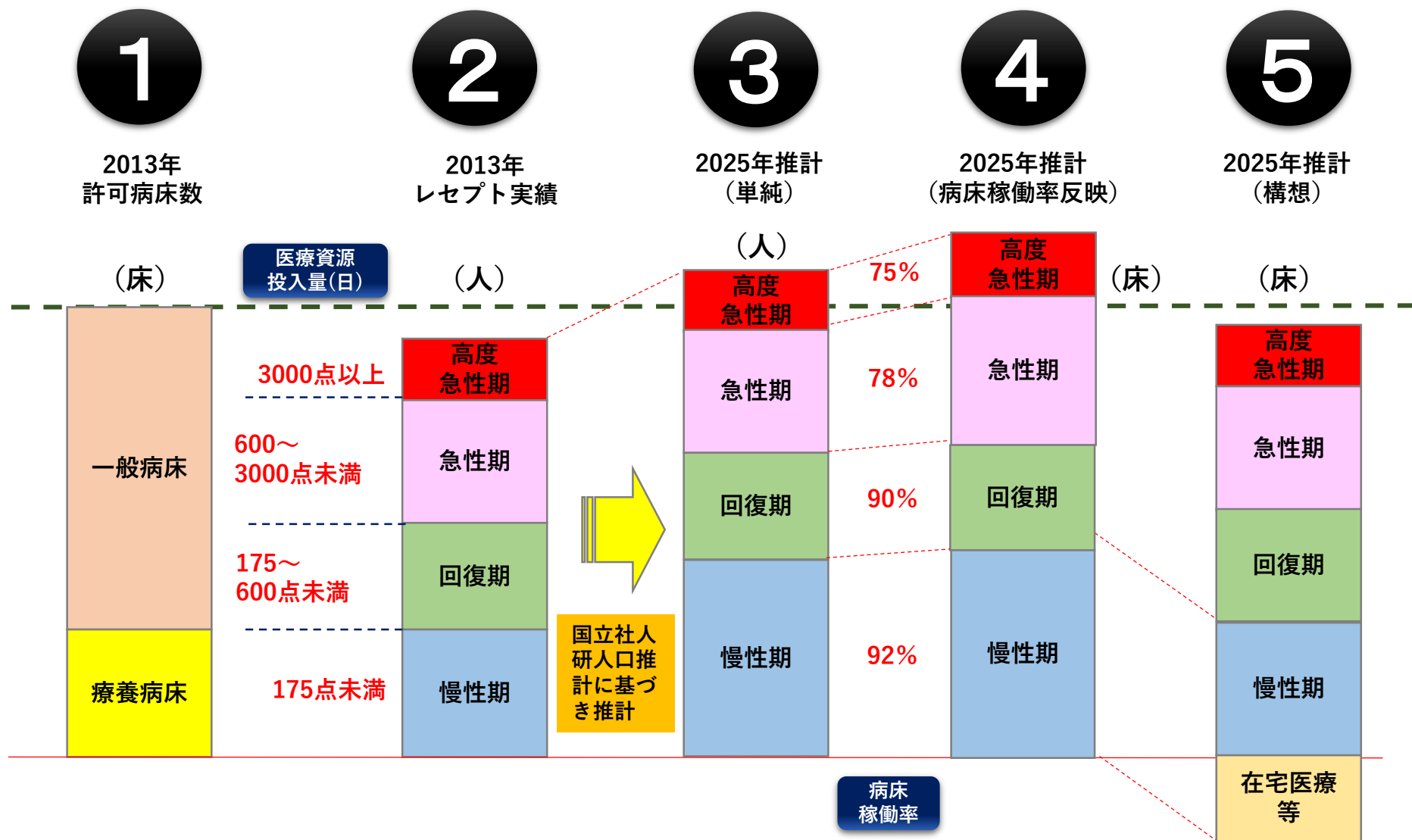
- ①一般病床の障害者・難病患者（障害者施設等入院基本料、特殊疾患病棟入院基本料及び特殊疾患入院医療管理料を算定している患者）は、慢性期機能の医療需要として推計する。
- ②療養病床の入院患者のうち、**医療区分1の患者の70%を、在宅医療等に対応する患者数として推計する。**
- ③医療資源投入量**175点未満の患者数を、在宅医療等に対応する患者数として推計する。**
- ④2013年の在宅患者訪問診療料を算定している患者数の性・年齢階級別受療率を算定し、これに当該構想区域の2025年における性・年齢階級別人口を乗じて総和することによって、在宅医療等の医療需要として推計する。
- ⑤2013年の介護老人保健施設の施設サービス受給者数の性・年齢階級別の割合を算出し、これに当該構想区域の2025年における性・年齢階級別人口を乗じて総和することによって、在宅医療等の需要として推計する。

※在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。

慢性期機能及び在宅医療等の医療需要のイメージ図

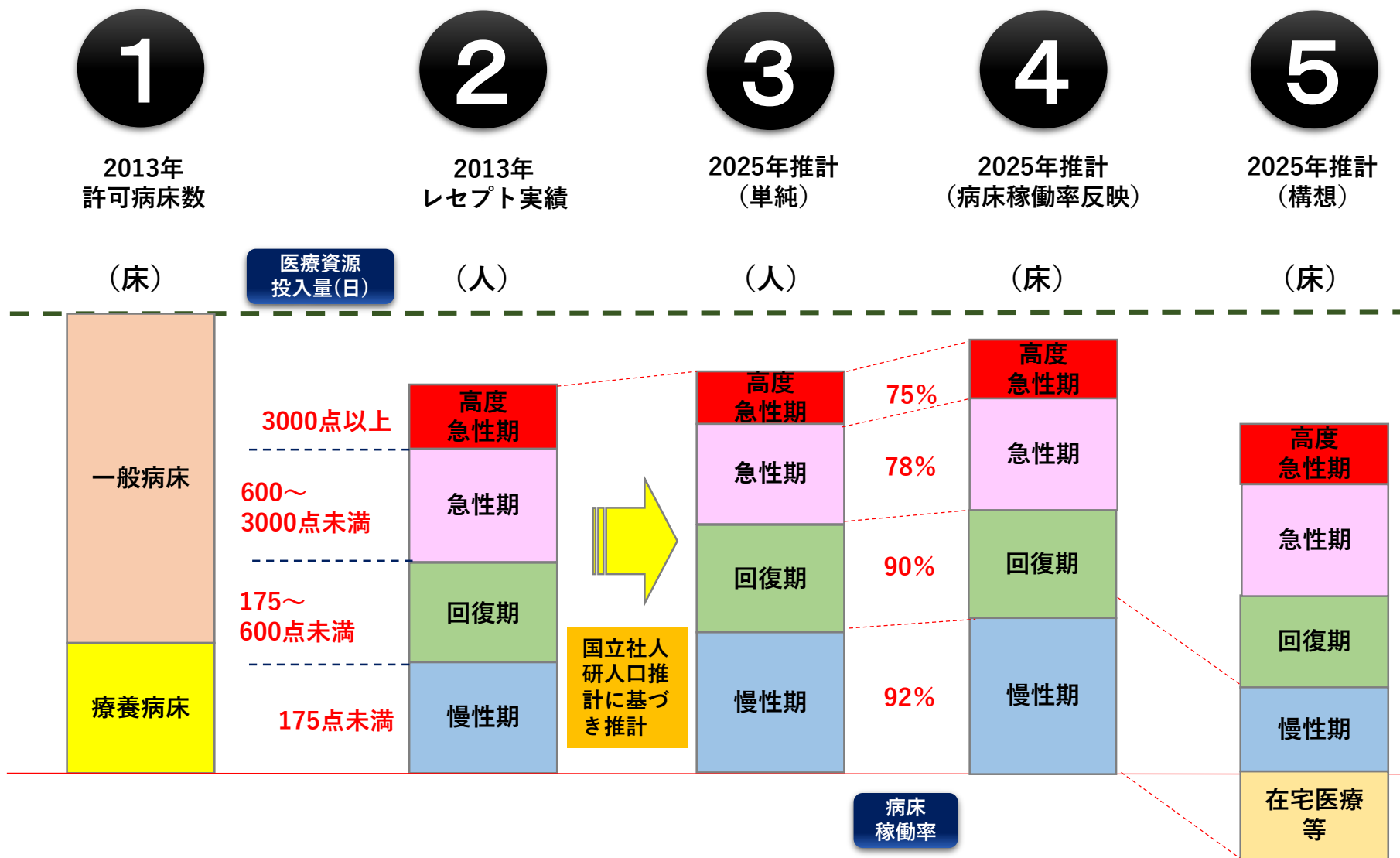


「地域医療構想」における必要とされる病床推計のイメージ【都市部】



療養病床の入院患者数のうち、医療区分1の患者の70%を在宅医療等に対応する患者数として見込んでいる。
 ※在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。

「地域医療構想」における必要とされる病床推計のイメージ【地方部】



療養病床の入院患者数のうち、医療区分1の患者の70%を在宅医療等に対応する患者数として見込んでいる。
 ※在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。

「地域医療構想」における実際の病床推計【+勝第二次医療圏】

1

2014年
医療施設調査

【4,706床】



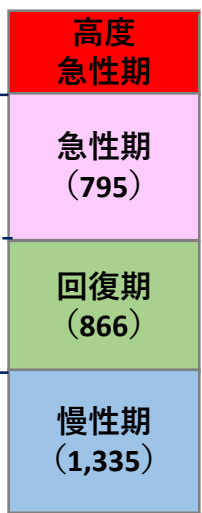
医療資源
投入量(日)

3000点以上
600~3000点未満
175~600点未満
175点未満

2

2013年
レセプト実績

【3,250人】



国立社人
研人口推
計に基づ
き推計

3

2025年推計
(単純)

【3,490人】



4

2025年推計

(構 想)
病床稼働率反映

【4,067床】

病床
稼働率



75%
78%
90%
92%

療養病床の入院
患者のうち、医
療区分1の患者
の70%など

⇒うち訪問診療
1,436

⇒うち訪問診療
2,011

療養病床の入院患者数のうち、医療区分1の患者の70%を在宅医療等に対応する患者数として見込んでいる。
※在宅医療等とは、居宅、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、
その他医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所であって、現在の病院・診療所以外の場所において提供される医療を指す。

地域医療構想調整会議

二次医療圏

第三十条の十八の四 **都道府県は**、第三十条の四第二項第十四号に規定する **区域** その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域（第三項において「対象区域」という。） **ごとに**、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者（以下この項及び次項において「関係者」という。）との **協議の場を設け**、関係者との連携を図りつつ、**次に掲げる事項**（第三号から第五号までに掲げる事項については、外来医療に係る医療提供体制の確保に関するものに限る。第三項において同じ。）について **協議を行い、その結果を取りまとめ、公表**するものとする。

一 第三十条の四第二項第十一号ロに規定する指標によつて示される医師の数に関する情報を踏まえた外来医療に係る医療提供体制の状況に関する事項

二 第三十条の十八の二第一項及び前条第一項の規定による報告を踏まえた第三十条の十八の二第一項第一号の厚生労働省令で定める外来医療を提供する基幹的な病院又は診療所に関する事項

三 前号に掲げるもののほか、病院及び診療所の機能の分化及び連携の推進に関する事項

四 複数の医師が連携して行う診療の推進に関する事項

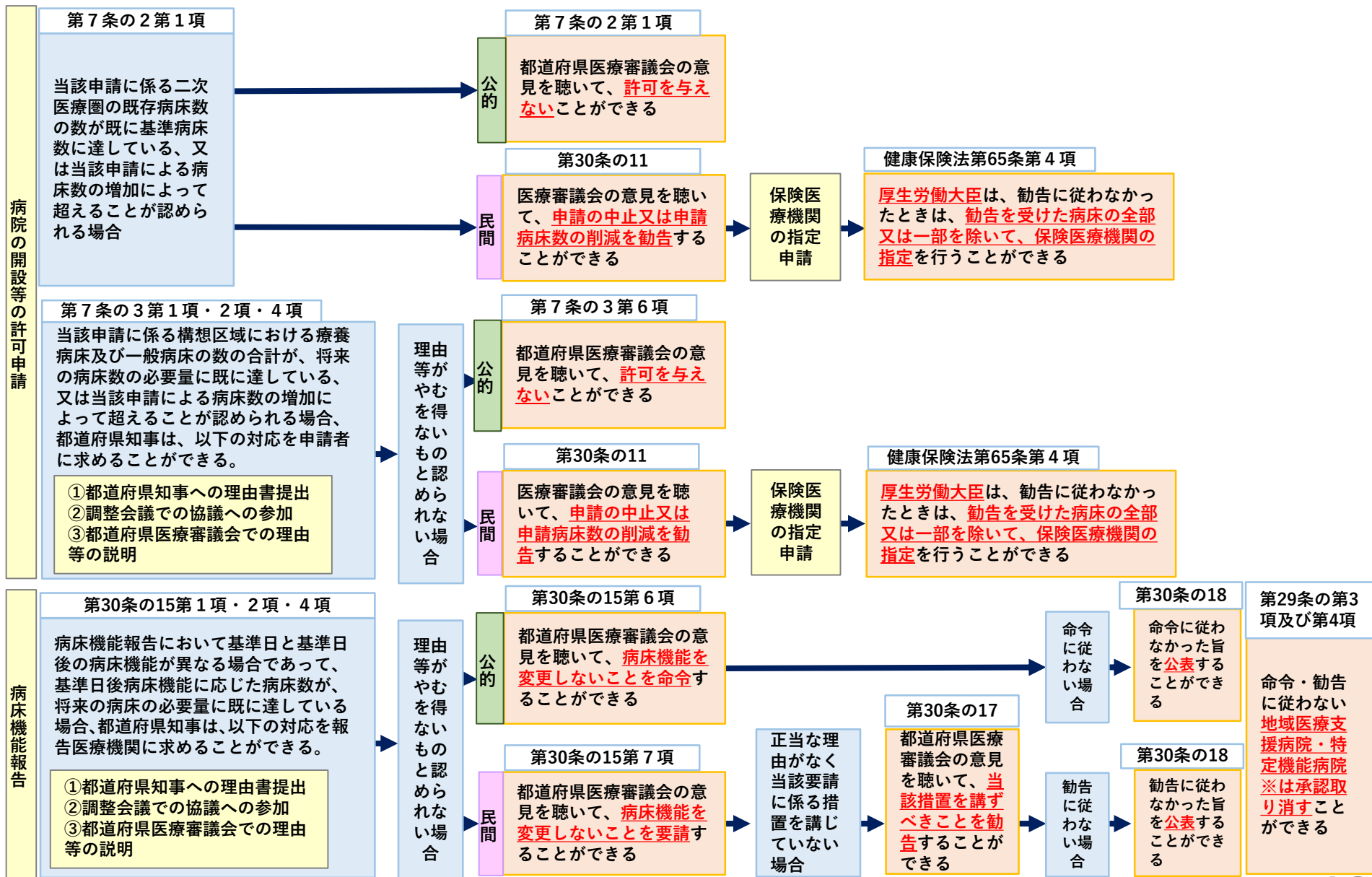
五 医療提供施設の建物の全部又は一部、設備、器械及び器具の効率的な活用に関する事項

六 その他外来医療に係る医療提供体制を確保するために必要な事項

医療法に基づく都道府県知事の権限と行使の流れ①

都道府県知事には、医療計画の達成や地域医療構想の実現に必要な場合、以下の権限を行使することが認められている。

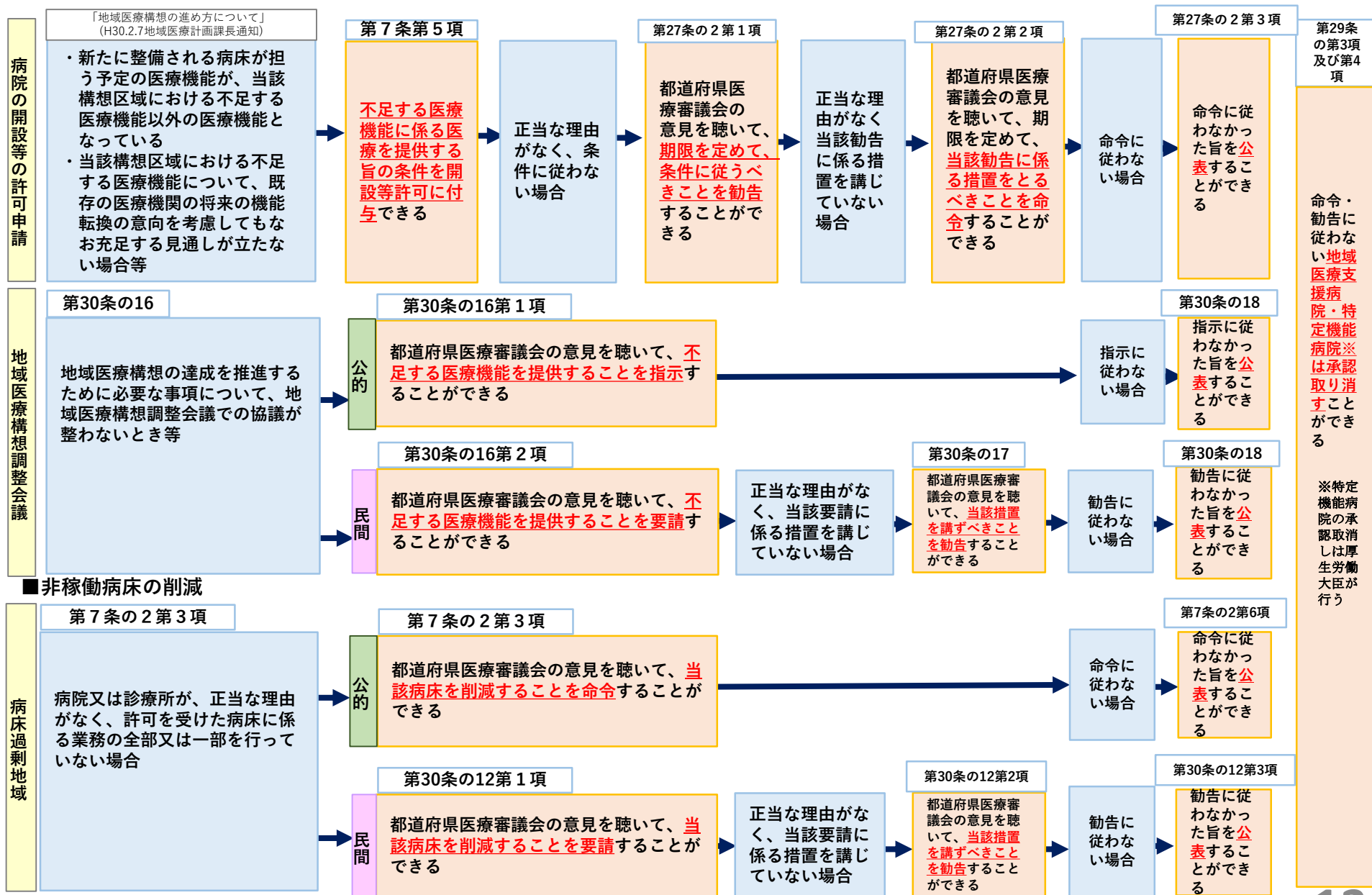
■過剰な医療機能への転換の中止等



医療法に基づく都道府県知事の権限と行使の流れ②

都道府県知事には、医療計画の達成や地域医療構想の実現に必要な場合、以下の権限を行使することが認められている。

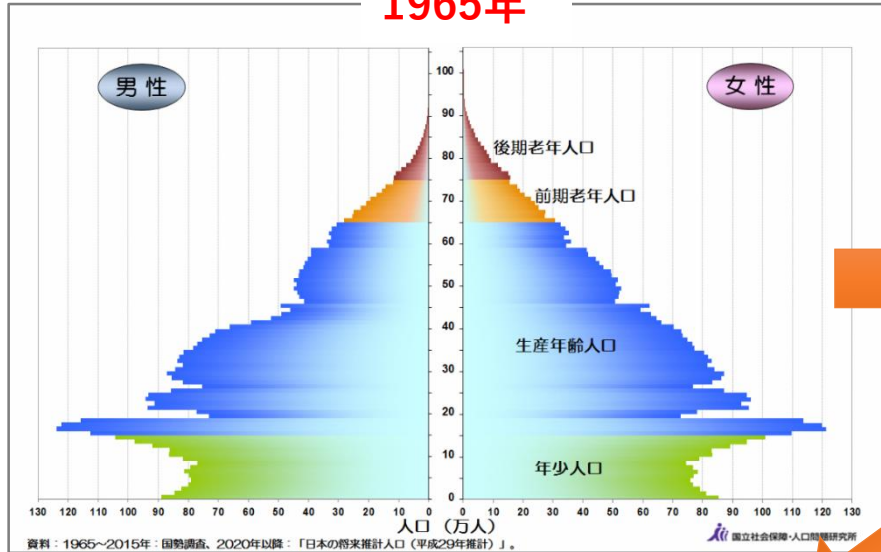
■不足する医療機能への転換等の促進



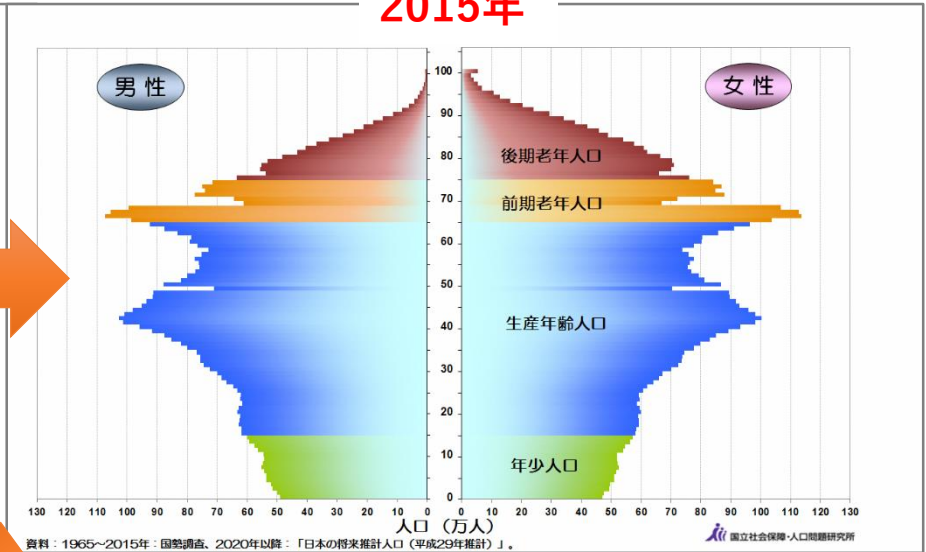
ポスト2025年の 医療・介護提供体制の姿 (案)

全国の人口推移（推計）

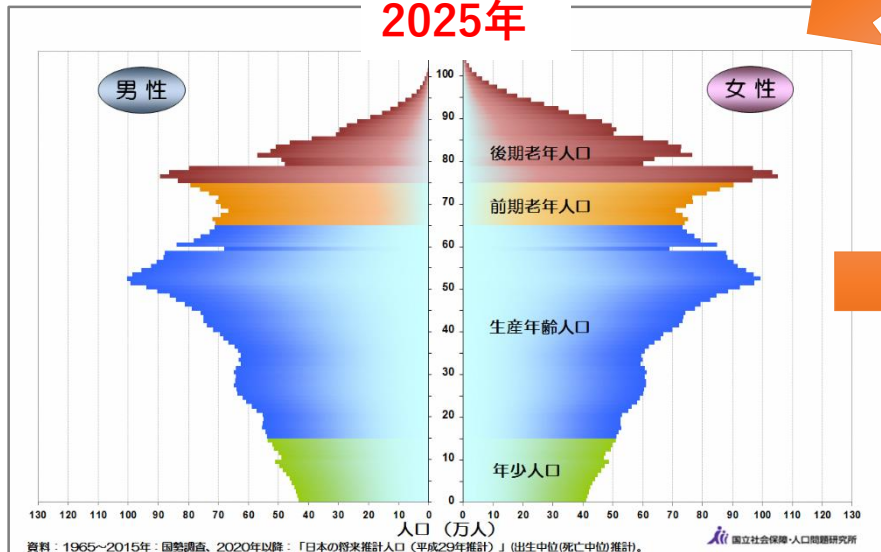
1965年



2015年



2025年



2040年

